

せたな町 地球温暖化対策実行計画 (区域施策編)(案)

1. 地球温暖化対策実行計画(区域施策編)の位置づけ
2. 地球温暖化対策実行計画(区域施策編)(案)の概要
3. 地球温暖化対策実行計画(区域施策編)(案)における促進区域

2023年6月22日



1

目次



1. 地球温暖化対策実行計画(区域施策編)の位置づけ
2. 地球温暖化対策実行計画(区域施策編)(案)の概要
3. 地球温暖化対策実行計画(区域施策編)(案)における促進区域

2

1. 地球温暖化対策実行計画(区域施策編)の位置づけ

(1)区域施策編

- ・地球温暖化対策実行計画(区域施策編)は、その区域の自然的社会的条件に応じて、**温室効果ガスの排出量削減等を推進するための総合的な計画**
 - ・計画期間に達成すべき目標を設定し、その目標を達成するために実施する措置の内容を定めるもの
 - ・温室効果ガスの排出量削減等を行うための施策に関する事項として、再生可能エネルギーの導入、省エネルギーの促進、公共交通機関の利用者の利便の増進、緑化推進、廃棄物等の発生抑制等循環型社会の形成等について定めるもの。
- ・2022年4月より施行された地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律において、**市町村は、地域の再エネを活用した脱炭素化を促進する事業(地域脱炭素化促進事業)に係る促進区域や環境配慮、地域貢献に関する方針等を定めるよう努めることとされた。**

1. 地球温暖化対策実行計画(区域施策編)の位置づけ

地方公共団体実行計画とは
国の「地球温暖化対策計画」に基づき、地方公共団体が温室効果ガスの排出削減のため実行する施策を取りまとめた中長期的な計画。
策定する内容の違いから、「**事務事業編**」と「**区域施策編**」の2つから構成される。

【国】地球温暖化対策計画
2050年カーボンニュートラル
2030年度46%削減(2013年度比)

●**事務事業編**
地方公共団体の自らの施設や事業から排出される温室効果ガスの削減(庁舎をはじめとする公共施設での省エネルギー対策など)に関する計画。
全ての地方公共団体に対して策定が義務づけられている。町の施設から排出される温室効果ガス排出量や削減目標、削減のための取り組みについて定める。

●**区域施策編**
地方公共団体の区域内全体の温室効果ガス排出削減対策に関する計画。地方公共団体だけでなく、住民や事業者の活動により排出される温室効果ガスも対象。
2050年カーボンニュートラルを達成するため、町・住民・事業者による省エネルギー活動の促進や、町の自然的条件に適した再生可能エネルギーの利用促進などの具体的な取り組みについて計画に盛り込む。

1. 地球温暖化対策実行計画(区域施策編)の位置づけ
2. 地球温暖化対策実行計画(区域施策編)(案)の概要
3. 地球温暖化対策実行計画(区域施策編)(案)における促進区域

2. 地球温暖化対策実行計画(区域施策編)(案)の概要

①地球温暖化対策実行計画の構成

第1章 計画の基本的事項

第2章 区域施策編

第3章 事務事業編

第4章 気候変動への適応

第5章 地域炭素化促進事業の促進に関する事項

第6章 計画推進に向けて

2. 地球温暖化対策実行計画(区域施策編)(案)の概要

②二酸化炭素排出量(現状)

分野・部門			CO ₂ 排出量(千t-CO ₂)			
			1990年度	2005年度	2013年度	2019年度
エネルギー 起源CO ₂	産業部門	製造業	15.0	9.1	2.0	4.3
		建設業・鉱業	5.8	2.5	1.6	1.4
		農林水産業	8.8	1.1	3.6	3.4
		計	29.6	12.7	7.2	9.1
	業務その他部門	9.0	11.5	16.2	11.6	
	家庭部門	21.9	23.0	23.8	20.2	
	運輸部門	自動車(旅客)	8.5	10.6	8.5	7.0
		自動車(貨物)	12.2	11.8	10.4	9.6
		計	20.7	22.4	18.9	16.6
		計	81.2	69.6	66.1	57.5
非エネルギー 起源CO ₂	焼却処分	一般廃棄物	0.7	0.7	0.2	0.2
	計	0.7	0.7	0.2	0.2	
CO ₂ 総排出量			81.9	70.3	66.3	57.7
1990年度比				-14.1%	-19.0%	-29.5%
2005年度比					-5.7%	-17.9%
2013年度比						-13.0%

出典:環境省自治体排出量カルテ

7

2. 地球温暖化対策実行計画(区域施策編)(案)の概要

③削減目標

2030年度までに **46%**
2050年度までに**100%** の二酸化炭素排出量削減

	年度	二酸化炭素総排出量 (千t-CO ₂)	削減率
基準年度	2013年度	66.3	-
現状年度	2019年度	57.7	13.0%
(目標年度)	2030年度	35.8	46.0%
計画目標年度	2032年度	32.6	50.9%
目標年度	2050年度	0	100.0%

2. せたな町地球温暖化対策推進実行計画

④具体的な取組(区域施策編)

①産業部門	再生可能エネルギーの利用・導入促進
	<ul style="list-style-type: none"> 再生可能エネルギー電力メニューへの切り替え 自家消費型太陽光エネルギーの導入
	省エネ・省資源への取り組み
	<ul style="list-style-type: none"> 高省エネ設備への切り替え 高省エネ建築物の導入 エコカーの導入
	その他
②業務その他部門	<ul style="list-style-type: none"> 3R(リデュース、リユース、リサイクル)の徹底
	再生可能エネルギーの利用・導入促進
	<ul style="list-style-type: none"> 再生可能エネルギー電力メニューへの切り替え 自家消費型太陽光エネルギーの導入
	省エネ・省資源への取り組み
	<ul style="list-style-type: none"> 省エネ診断の活用 高省エネ設備への切り替え 高省エネ建築物の導入 環境負荷の少ない資材の利用や自然光導入の促進 エコカーの導入 不要な箇所の消灯や日常的な節電 暖房温度の適正管理
	その他
	<ul style="list-style-type: none"> 3R(リデュース、リユース、リサイクル)の徹底 職員に対して環境保全等に関する意識の啓発

9

2. せたな町地球温暖化対策推進実行計画

④具体的な取組(区域施策編)

③家庭部門	再生可能エネルギーの利用・導入促進
	<ul style="list-style-type: none"> 再生可能エネルギー電力メニューへの切り替え 自家消費型太陽光エネルギーの導入 太陽熱の導入
	省エネ・省資源への取り組み
	<ul style="list-style-type: none"> 高省エネ設備への切り替え 既築住宅の断熱改修などのZEH化推進 家庭用燃料電池の導入
	その他
④運輸部門	<ul style="list-style-type: none"> 3R(リデュース、リユース、リサイクル)の徹底
	省エネ・省資源への取り組み
④運輸部門	<ul style="list-style-type: none"> エコカーへの切り替え エコドライブの推進

10

2. せたな町地球温暖化対策推進実行計画

④具体的な取組(区域施策編)

施策一覧

基本方針	施策	CO ₂ 削減量(トン-CO ₂)	再エネ導入量(kW)
エネルギーの脱炭素化	1 公共施設への太陽光発電導入	2,007	5,048
	2 屋根置き太陽光発電導入促進(住宅)	1,500	5,000
	3 遊休地等を活用した太陽光発電の導入促進	8,095	24,480
	4 電気およびハイブリット自動車の普及促進	257	-
	5 電力小売り事業等による電力の脱炭素化に向けた取り組み	1,420	1,320
	6 その他	-	-
合計		13,279	35,848

①エネルギーの脱炭素化										
1	公共施設への太陽光発電導入									
<p>公共施設への太陽光発電による電力供給の先行的なモデルとして、町内公共施設への太陽光発電の導入や未利用公共用地を活用した公共施設への太陽光発電による電力供給を検討します。</p> <p>また、並行して今後改修が予定されている公共施設への導入可能性調査を行います。</p> <p>公共施設への太陽光発電導入により行政活動や公共施設で消費する電力を再生可能エネルギーに転換するとともに、災害時の電源確保等防災機能の向上を図ります。また、住宅や事業所等での太陽光発電導入の参考となるよう、これらの取り組みについて情報発信を行います。</p>										
二酸化炭素削減見込み量	2,007トンCO ₂									
再生可能エネルギー導入見込み量	5,048kW									
算定の考え方	<p>○二酸化炭素削減見込み量の内訳</p> <p>①公共施設(6箇所)の建物の面積×設置可能面積算定係数×設置密度×24時間×365日×設備利用率×排出係数=683トンCO₂</p> <p>②未利用公共用地における太陽光発電設備容量×24時間×365日×設備利用率×排出係数=1,324トンCO₂</p>									
	<p>○再生可能エネルギー導入見込み量の内訳</p> <p>①公共施設(6箇所)の建物の面積×設置可能面積算定係数×設置密度=1,048kW</p> <p>②未利用公共用地(1,000kw×4箇所)における太陽光発電設備容量=4,000kW</p>									
各主体の役割										
町民	企業 行政									
-	・PPAやリース事業による太陽光発電の設置、維持管理 ・補助金等の活用による調査の実施、設備の導入									
KPI(重点業績評価指標)										
指標	<p>・公共施設(6施設)への太陽光発電による電力供給</p> <p>・未利用地(4箇所)への太陽光発電による電力供給</p> <p>【進捗管理方法】 ・各施設の担当課における導入状況の把握</p>									
スケジュール										
2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033
本計画策定	公共施設への導入検討									
	太陽光発電・蓄電池の導入検討・実施									
今後の主な課題										
<p>・公共施設(6箇所)他施設への導入検討</p> <p>・公共施設の導入可能性調査の実施</p>										

①エネルギーの脱炭素化										
2	屋根置き太陽光発電導入促進(住宅)									
<p>「再生可能エネルギー情報提供システム」(環境省、以下「REPOS」とします)での戸建住宅等における太陽光発電に関するポテンシャルは約84MWと なっています。一方で環境省自治体排出量カルテによると、2020年度における戸建住宅等における太陽光発電容量は262kW、世帯数に対する太陽光発電 設備の導入率は1.1%にとどまっています。</p> <p>太陽光発電や蓄電池の家庭への導入を進めることにより、家庭での電力消費に伴う二酸化炭素削減を図るとともに、災害時の電源確保等防災機能の 向上を図ります。</p>										
二酸化炭素削減見込み量	1,500トンCO ₂									
再生可能エネルギー導入見込み量	5,000kW									
算定の 考え方	○二酸化炭素削減見込み量の内訳 ①対象住宅(100件)×1戸当たりの設備容量×24時間×365日×設備利用率×排出係数×計画期間(10年)=1,500トンCO ₂									
	○再生可能エネルギー導入見込み量の内訳 ①対象住宅(100件)×1戸当たりの設備容量×計画期間(10年)=5,000kW									
各主体の役割										
町民	企業	行政								
・太陽光発電や蓄電池の導入	・PPAやリース事業による太陽光発電の 設置、維持管理	・補助金の活用等による導入支援								
KPI(重点業績評価指標)										
指標	・住宅への導入100件/年 ・広報誌等による周知の実施1回/年	【進捗管理方法】 ・補助金や住宅・土地統計調査等による導入数の把握								
スケジュール										
2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033
本計画 策定	広報誌等による周知									
		太陽光発電・蓄電池の導入促進								
今後の主な課題										
<ul style="list-style-type: none"> ・補助金等による導入促進支援方法の検討 ・広報誌等の活用による周知の徹底 										

①エネルギーの脱炭素化										
3	遊休地等を活用した太陽光発電の導入促進									
<p>せたな町再エネ推進協議会にて検討した太陽光発電にかかるゾーニング結果では、町全体で約6,279MW(うち、促進エリアは816MW、その他は調整エリ ア)の太陽光発電導入のポテンシャルがあることがわかりました。</p> <p>今後、ゾーニングにより整理した環境配慮事項をふまえて引き続きの導入検討を行うとともに、町有地や自営線の活用を検討し、電力の地産地消の推 進を図ります。</p>										
二酸化炭素削減見込み量	8,095トンCO ₂									
再生可能エネルギー導入見込み量	24,480 kW									
算定の 考え方	○二酸化炭素削減見込み量の内訳 ①ゾーニング結果(促進エリア)の太陽光発電設備容量(816MW)の合計×目標導入割合(3%)×24時間×365日×設備利用率(15.1%)×排出係数 =8,095トンCO ₂									
	○再生可能エネルギー導入見込み量の内訳 ①太陽光発電設備容量(816MW)の合計×目標導入割合(3%)=24,480kW(24.48MW)									
各主体の役割										
町民	企業	行政								
・荒廃農地等未利用地の活用への協力	・PPAやリース事業による太陽光発電の設置、維持管理	・町有地の利活用 ・補助金の活用等による導入支援								
KPI(重点業績評価指標)										
指標	・未利用地等を活用した太陽光発電設備設置導入20MW (策定後5年間で約7割目標)	【進捗管理方法】 ・補助金の活用や事業者へのヒアリング等による導入状況の把握								
スケジュール										
2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033
本計画 策定	町有地等活用による太陽光導入検討									
		太陽光発電・蓄電池の導入促進								
今後の主な課題										
<ul style="list-style-type: none"> ・補助金等による導入支援方法の検討 ・広報誌等の活用による周知の徹底 ・ゾーニングによる環境影響等に対する検討 										

①エネルギーの脱炭素化											
4	電気自動車の普及促進										
<p>公用車の電気自動車への切り替えを進めるとともに、地域の自動車においても電気自動車への切り替えや新車購入時の電気自動車の選択を促し、併せて充電スタンドの普及を進めることで、温室効果ガス排出量の削減や蓄電池としての活用による防災機能の向上を図ります。</p> <p>また、前述した「公共施設への太陽光発電導入」や「屋根置き太陽光発電導入」と併せて検討することで、電力の地産地消による走行時のCO₂排出量ゼロのドライブ(ゼロカーボン・ドライブ)を推進します。</p>											
二酸化炭素削減見込み量	257トンCO ₂										
再生可能エネルギー導入見込み量	-										
算定の考え方	○二酸化炭素削減見込み量の内訳										
	<p>《目標》</p> <p>①軽自動車を2台/年ごとに導入することで軽自動車は10年間で108台年分の削減効果が見込めるため、103トンCO₂の削減見込み量として算定した。</p> <p>②普通自動車を4台/年ごとに導入することで普通自動車は10年間で220台年分の削減効果が見込めるため、154トンCO₂の削減見込み量として算定した。</p>										
各主体の役割											
町民	企業	行政									
・電気もしくはハイブリット自動車への切替	・電気もしくはハイブリット自動車への切替	・公用車の電気もしくはPEHV等ハイブリット自動車への切り替え ・補助金の活用等による導入支援									
KPI(重点業績評価指標)											
指標	<p>・公用車(58台)中100%の切り替え</p> <p>・軽自動車・普通車の切り替え(各6台(普通4台、軽2台)/年)</p> <p>【進捗管理方法】</p> <p>・各所管における導入状況の把握</p> <p>・補助金等による導入状況の把握</p>										
スケジュール											
	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033
本計画策定		補助金の活用等の検討									
		電気自動車への切り替え、充電スタンドの整備									
今後の主な課題											
<p>・補助金の活用等による導入促進方法の検討</p> <p>・充電スタンド普及方法の検討</p>											

①エネルギーの脱炭素化											
5	電力小売り事業等による電力の脱炭素化に向けた取り組み										
<p>環境省の自治体排出量カルテによると、令和2年度時点でのせたな町の電力需要量は34,814MWhとなっています。今後、電力小売り事業者との協業等により、地域で発電した電力と需要地の結びつけや、実質CO₂排出ゼロの電気を利用する「CO₂フリープラン」の契約促進により電力の脱炭素化を図ります。</p> <p>また今後FIT制度の買取期間が満了した電源が増えると想定されることから、これらを地域内の電源として捉え、電力の地産地消に向けた活用を検討するとともに、アグリゲーターによる電力需要量、発電電力量の調整等により、電力の効率的な活用を図ります。</p>											
二酸化炭素削減見込み量	1,420トンCO ₂										
再生可能エネルギー導入見込み量	1,320kW										
算定の考え方	○二酸化炭素削減見込み量の内訳										
	<p>①CO₂フリープランの促進:2020年度の電力需要量 ×切り替え目標割合(15%)×排出係数=1305トンCO₂</p> <p>②卒FIT電源の活用:町有風力発電設備容量(1,320kW)×活用目標割合(100%)×設備利用率(35%)×排出係数=115トンCO₂</p> <p>○再生可能エネルギー導入見込み量の内訳</p> <p>①卒FIT電源の活用:町有風力発電設備容量(1,320kW)×活用目標割合(100%)=1,320kW</p>										
各主体の役割											
町民	企業	行政									
・CO ₂ フリープラン契約への切り替え	・CO ₂ フリープラン契約への切り替え ・卒FIT電源活用の検討	・実施体制の検討									
KPI(重点業績評価指標)											
指標	<p>・CO₂フリープランメニュー提供</p> <p>・卒FIT電源の活用供給開始</p> <p>【進捗管理方法】</p> <p>・町内再生エネルギー導入量と計画の把握</p>										
スケジュール											
	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033
本計画策定		実施体制の検討									
		CO ₂ フリープランへの切り替え・卒FIT電源の活用									
			アグリゲーターによる電力の効率的な活用								
今後の主な課題											
<p>・CO₂フリープランの促進や電力調整等を行う実施体制の検討</p> <p>・町内で発電した電力と町内の電力需要地とのマッチング方法の検討</p>											

①エネルギー消費量の削減										
1	ZEH(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス)・ZEB(ネット・ゼロ・エネルギー・ビル)の普及促進									
<p>せたな町にて今後新築される住宅や商業用建築物等へのZEH・ZEBの普及を進めることで、二酸化炭素排出量の削減を図ります。</p> <p>2021年時点でのせたな町の世帯数は4,074世帯であり、既存住宅の断熱改修や高効率給湯器の導入等を進めることで、世帯当たりのエネルギー使用量を削減し、二酸化炭素排出量の削減を図ります。さらに、今後改修を予定している町内公共施設でもZEBの検討を進めます</p>										
二酸化炭素削減見込み量	4,150トンCO ₂									
再生可能エネルギー導入見込み量	5,750kW									
算定の考え方	○二酸化炭素削減見込み量の内訳									
	①ZEHの目標戸数(100戸)/年における二酸化炭素削減量×計画期間(10年)=2,200トンCO ₂									
	②年間の目標戸数(20戸)における二酸化炭素削減量×計画期間(10年)=14000トンCO ₂									
	③ZEB1年間の目標棟数(3棟)における二酸化炭素削減量×計画期間(10年)=550トンCO ₂									
○再生可能エネルギー導入見込み量の内訳	①ZEH目標建築物数(100件)×ZEH1件当たりの太陽光発電設備容量(5kW)×計画期間(10年)=5,000kW									
	②ZEB目標建築物数(3件)×ZEB1件当たりの太陽光発電設備容量(25kW)×計画期間(10年)=750kW									
各主体の役割										
町民	企業	行政								
・住宅新築時のZEH化検討	・建築物新築時のZEB化検討	・町内公共施設のZEB化検討 ・補助金の活用等による導入支援								
KPI(重点業績評価指標)										
指標	・新築住宅ZEH化10戸/年	【進捗管理方法】								
	・新築建築物ZEB化3棟/年	補助金の活用等による導入状況の把握								
スケジュール										
2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033
本計画策定	補助金の活用等による支援の検討									
今後の主な課題										
<ul style="list-style-type: none"> ・ZEHビルダー,ZEHプランナー事業者増加に向けた勉強会等の開催 ・町内公共施設のZEB化に向けた検討 										

目次

1. 地球温暖化対策実行計画(区域施策編)の位置づけ
2. 地球温暖化対策実行計画(区域施策編)(案)の概要
3. 地球温暖化対策実行計画(区域施策編)(案)における促進区域

3. 地球温暖化対策実行計画(区域施策編)(案)における促進区域

①促進区域の位置づけ

・区域施策編において、地域の再エネ事業(地域脱炭素促進事業)の実施に関する要件(対象となる区域(促進区域)、事業に求める地域貢献の取組等)を定めるよう努める旨が記載されている。

1. 事務事業編 (すべての地方公共団体に義務づけ)

① 公共施設における再エネ・省エネ設備導入など、自らの事務及び事業に関する温室効果ガス削減計画

2. 区域施策編

① 事業者・住民等の取組も含めた区域全体の削減計画。以下4項目の施策と、施策の目標※を定める。
(都道府県・指定都市・中核市・施行時特例市に義務づけ、その他市町村は努力義務※。)

- ・ 再生可能エネルギー導入の促進
- ・ 地域の事業者、住民による省エネその他の排出抑制の推進
- ・ 都市機能の集約化、公共交通機関、緑地その他の地域環境の整備・改善
- ・ 循環型社会の形成

② すべての市町村は、①に加えて、地域の再エネ事業(地域脱炭素化促進事業)の実施に関する要件(対象となる区域(促進区域)、事業に求める地域貢献の取組等)を定めるよう努める※。また、当該要件を満たす事業計画について認定を行う。

③ 都道府県は、①に加えて、市町村が促進区域を定める際の環境配慮の基準を定めることができる※。

※ 区域施策編の策定事項に施策の目標が追加されたこと、市町村は区域施策編の策定について努力義務とされたこと、地域脱炭素化促進事業に関する事項は令和3年の温対法改正によるもの。

1

出典:「地域脱炭素を推進するための地方公共団体実行計画制度等に関する検討会(第1回)」資料3、令和5年4月27日開催

19

3. 地球温暖化対策実行計画(区域施策編)(案)における促進区域

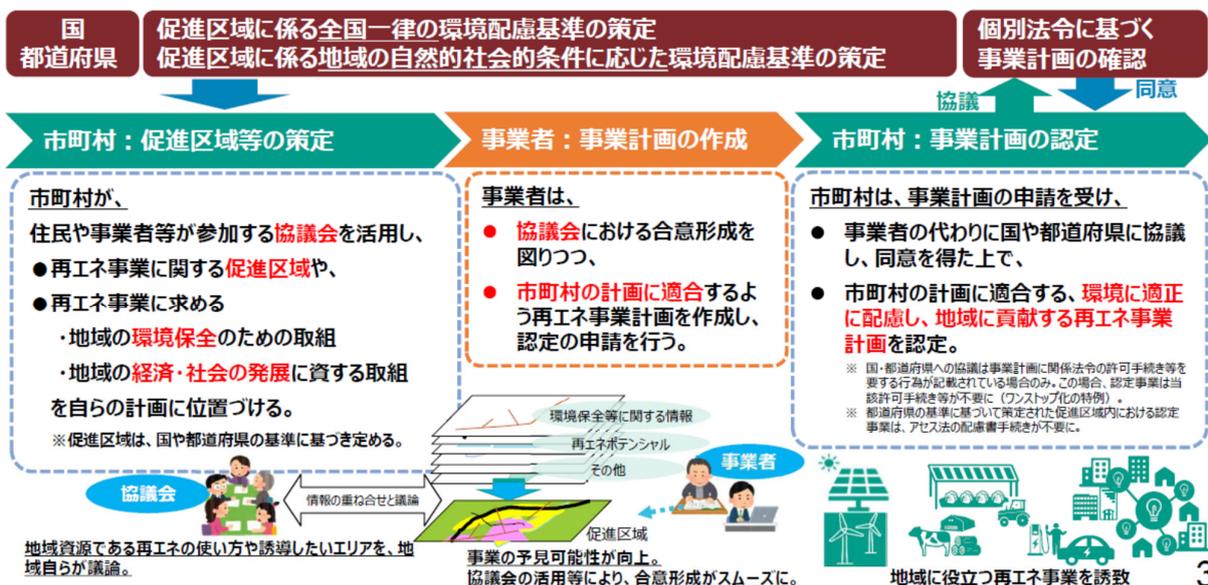
②促進区域の概要

温対法に基づく地域脱炭素化促進事業制度の仕組み



- 地球温暖化対策推進法に基づき、市町村が、**再エネ促進区域**や再エネ事業に求める**環境保全・地域貢献の取組**を自らの計画に位置づけ、適合する事業計画を認定する仕組みが令和4年4月から施行。
- **地域の合意形成**を図りつつ、環境に適正に配慮し、地域に貢献する、**地域共生型の再エネを推進**。

制度全体のイメージ



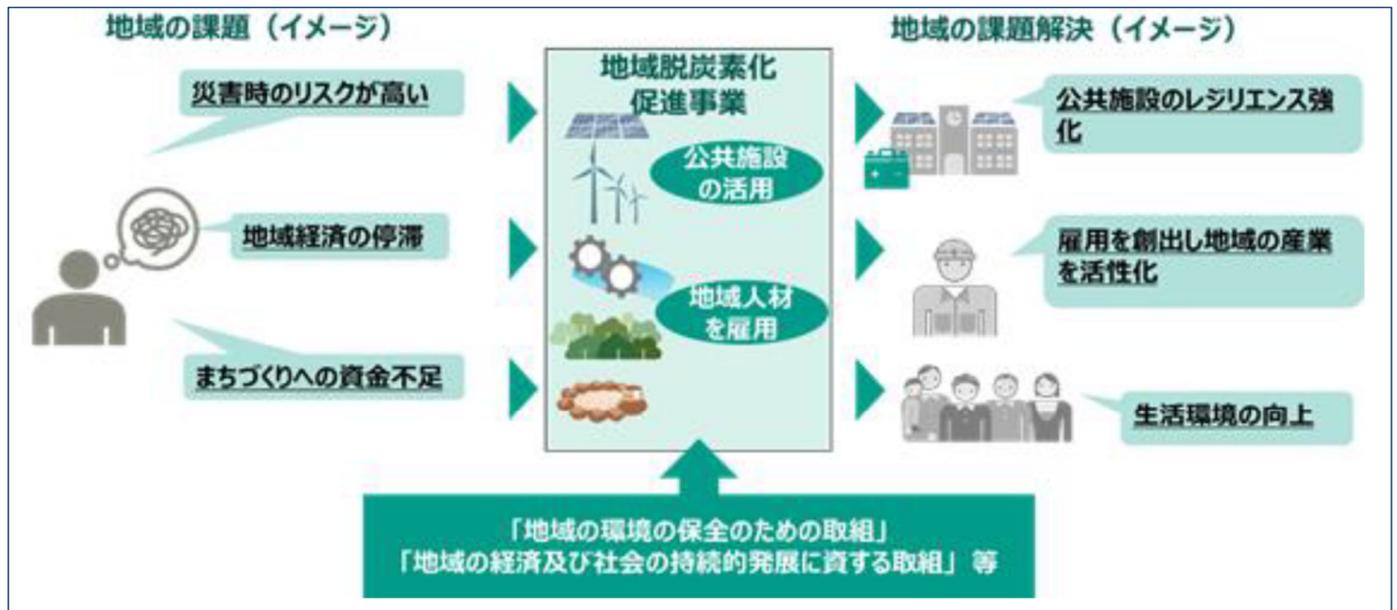
33

出典: 地方公共団体実行計画(区域施策編)策定・実施マニュアル(地域脱炭素化促進事業編)、令和5年3月、環境省

20

3. 地球温暖化対策実行計画(区域施策編)(案)における促進区域 ③地域脱炭素化促進事業に求められること

・地域脱炭素化促進事業に関する制度は、円滑な合意形成を図り、適正に環境に配慮し、地域のメリットにもつながる、地域と共生する再エネ事業の導入を促進するもの。地方公共団体と地域にとって、地域主導で、地域と共生し、地域に裨益する再エネ事業を誘致することができるという点が、この制度の大きなメリットとなります。



出典：地方公共団体実行計画(区域施策編)策定・実施マニュアル(地域脱炭素化促進事業編)、令和5年3月、環境省

3. 地球温暖化対策実行計画(区域施策編)(案)における促進区域 ④市町村の促進区域の設定状況

市町村の促進区域の設定状況 (R5.4時点)

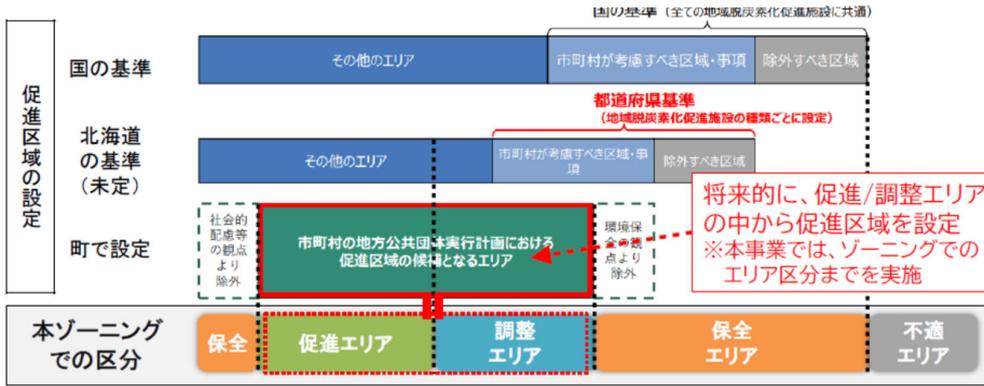


令和5年4月時点で、**9市町村が促進区域を設定。**

<p>長野県箕輪町 (太陽光)</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 促進区域 <ul style="list-style-type: none"> ・町が所有する公共施設の屋根 ・町が所有する土地 ・産業団地 <p><small>※今後未利用地や駐車場、ため池なども検討</small></p>	<p>福岡県福岡市 (太陽光)</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 促進区域 <ul style="list-style-type: none"> ・建築物の屋根 ・公共用地
<p>神奈川県小田原市 (太陽光)</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 促進区域 <ul style="list-style-type: none"> ・市街化区域内 <p><small>※事業提案型で促進区域の提案が行われた場合、個別に検討</small></p>	<p>佐賀県唐津市 (太陽光、風力、中小水力及びバイオマス)</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 促進区域 <ul style="list-style-type: none"> ・公共施設、公有地
<p>島根県美郷町 (太陽光)</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 促進区域 <ul style="list-style-type: none"> ・町が所有する公共施設の屋根の上 ・町が所有する土地 (未利用地) ・農地 (農地または遊休農地・耕作放棄地へ太陽光発電設備を設置し、パネルの下部または側面などで営農を実施する場合) 	<p>神奈川県厚木市 (太陽光)</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 促進区域 <ul style="list-style-type: none"> ・建築物の屋上や屋根及び建物の敷地内の土地 <p><small>※住宅は厚木市コンパクト・プラス・ネットワーク推進計画に定める居住誘導区域内</small></p>
<p>岐阜県恵那市 (太陽光)</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 促進区域 <ul style="list-style-type: none"> ・住宅の屋根上 ・住宅以外の建物の屋根上 	<p>埼玉県入間市 (太陽光)</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 促進区域 <ul style="list-style-type: none"> ・市有公共施設 <p><small>※事業提案型で促進区域の提案が行われた場合、個別に検討</small></p>
	<p>滋賀県米原市 (太陽光)</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 促進区域 <ul style="list-style-type: none"> ・駅周辺民生施設群

3. 地球温暖化対策実行計画(区域施策編)(案)における促進区域 ⑤せたな町における促進区域のイメージ

●ゾーニングの各エリアと促進区域との関係(R4年度検討)



●促進区域(案)のイメージ



●地球温暖化対策実行計画(区域施策編)(案)における促進区域(案)

◎風力発電

・陸上風力発電のゾーニングによる促進エリア及び促進エリアに隣接する調整エリア

◎太陽光発電

- ・町が所有する公共施設の屋根
- ・町が所有する土地
- ・太陽光発電のゾーニングによる促進エリア及び促進エリアに隣接する調整エリア

北海道の基準等及び環境省北海道地方環境事務所の助言を踏まえて検討、設定

3. 地球温暖化対策実行計画(区域施策編)(案)における促進区域 ⑥風力発電事業の配慮事項の例

風力発電事業の配慮事項(抜粋)

No	項目	配慮事項
1	騒音	事業計画を具体化する段階では、周辺の住居や環境配慮施設(学校、病院、福祉施設)等の分布を調査したうえで、採用する風車規模および配置による騒音の影響を予測・評価し、影響の程度に応じた環境保全措置を検討する必要がある。また、地域住民に対する丁寧な説明を行い、合意形成を図る必要がある。参考:『風力発電施設から発生する騒音に関する指針(平成29年5月、環境省)』 特に、小倉山、丹羽、東丹羽、若松、宮野、花歌には促進エリアから2km圏内に住居や環境配慮施設等が密集しており、配慮が必要である。
2	風車の影	事業計画を具体化する段階では、風車の影の影響については、一般的な調査範囲として採用されている風車(ローター)直径の10倍の範囲において、周辺の住居、環境保全施設等の分布(窓の有無等)を調査したうえで、採用する風車規模および配置による風車の影の影響を予測・評価し、影響の程度(風車の影がかかる可能性及びその時間等)に応じた環境保全措置を検討する必要がある。また、地域住民に対する丁寧な説明を行い、合意形成を図る必要がある。 特に、小倉山、丹羽、東丹羽、若松、宮野、花歌には促進エリアから2km圏内に住居や環境配慮施設等が密集しており、配慮が必要である。
3	水の濁り	事業計画を具体化する段階では、湧水や井戸を含む周辺の利水状況を調査したうえで、土地の改変域から濁水の流出等の影響を予測・評価し、影響の程度に応じて沈砂地等の濁水処理施設等を設置する等適切な濁水防止策を図る必要がある。 町内では、促進エリアの下流2km圏内で松岡に1箇所、小倉山に1箇所、丹羽に1箇所、西丹羽に3箇所、東丹羽に3箇所、宮野に2箇所、平浜に1箇所の水道水源が存在する。また小川、共和を集水域とする太櫓川支流、宮野、平区を集水域とする臼別川は保護水面に指定されている。これらの地域では特に配慮が必要である。